

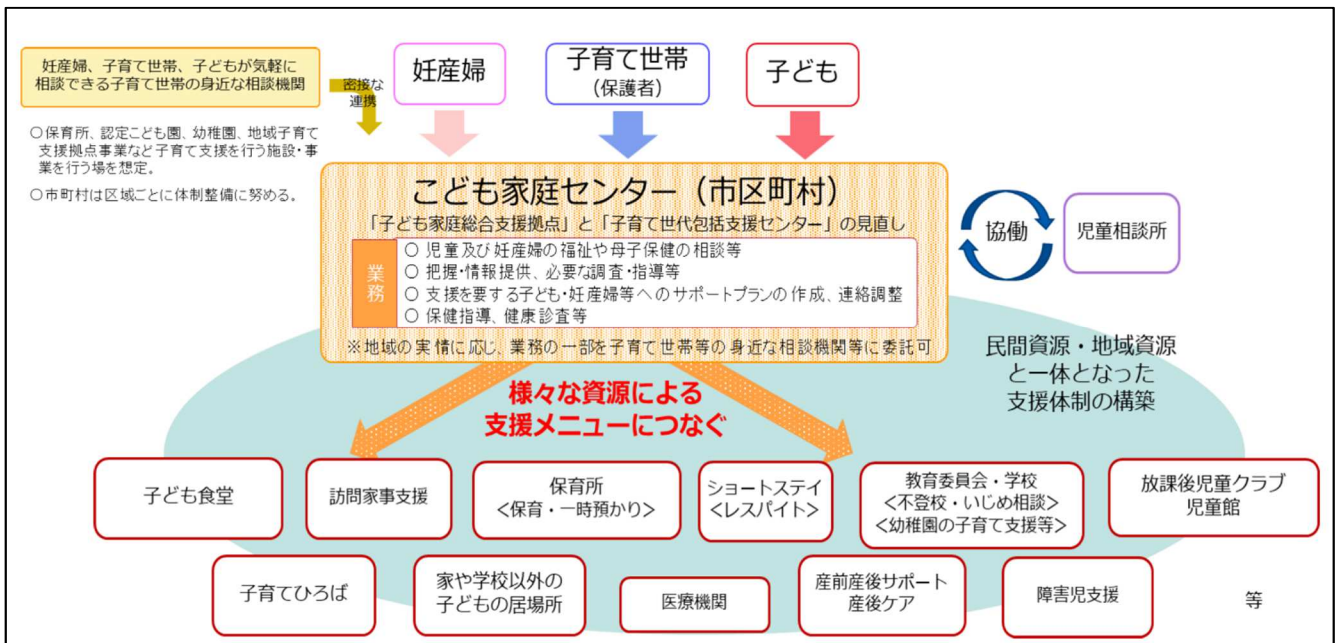
宇治市こども家庭センターの設置について

1. 「こども家庭センター」設置の背景及び目的

本市では、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供する「子育て世代包括支援センター」として、平成 30 年度から福祉こども部こども福祉課、保育支援課及び保健推進課の全職員により取組を進めているところです。また、令和 3 年度には、全ての妊産婦や子ども、子育て世帯と対象とし、必要な支援に係る業務を行う「子ども家庭総合支援拠点」として虐待担当の体制を強化するとともに、令和 4 年度にはヤングケアラーコーディネーターを配置し、母子保健と児童福祉の連携した取組を進めているところです。

一方、国では、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況などを踏まえ、子育て世帯への包括的支援体制の強化が必要であることから、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 6 6 号)において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。これらを踏まえ、本市においても令和 6 年度から、「宇治市こども家庭センター」を設置し、さらなる支援の充実・強化を図ってまいります。

《国のイメージ図》



2. 「こども家庭センター」の役割

「こども家庭センター」は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援等を行う機関として、できる限り妊産婦、子どもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担います。

3. 「こども家庭センター」の業務

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- (3) 要支援児童等に対する支援計画（サポートプラン）を作成し、計画的な支援を行うこと
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと
- (5) 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること
- (6) その他 母子保健・子育て支援事業に関すること

4. 本市の「こども家庭センター」設置の考え方

(1) 組織

「宇治市こども家庭センター」を福祉こども部内に設置し、福祉こども部長をセンター長とし、こども福祉課、保育支援課及び保健推進課の職員を充てます。

(2) 体制の強化

母子保健と児童福祉分野の専門的な知識を有する統括支援員を新たに配置し、両分野のより強固な一体的支援を行うとともに、子ども家庭相談の体制強化を図ります。